

平成22年4月12日

各 位

会 社 名 株式会社 ダイケン  
代表者名 代表取締役社長 藤 岡 洋 一  
(JASDAQ・コード5900)  
問合せ先  
役職・氏名 執行役員総務部長 北脇 昭  
電話06-6392-5551

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成22年5月21日開催予定の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレートガバナンスの強化を図るため、また、「JASDAQ等における上場会社の企業行動に関する規範に関する規則の特例」第7条の規定を受け、「監査役会」及び「会計監査人」を設置し、これに対応する所要の変更を行うものであります。
- (2) 「監査役会」の設置に伴い選任される社外監査役が、その期待される職務を適切に遂行しうるようにするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。
- (3) 会計監査人が職務の執行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるよう、その責任を限定する契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成22年5月21日	(予定)
定款変更の効力発生日	平成22年5月21日	(予定)

以 上

(別紙)

(下線\_\_\_は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>第5章 監査役</p> <p>(常任監査役)</p> <p>第29条 <u>監査役は、互選により常任監査役を定める。常任監査役は常勤とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第30条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項については、<u>法令または本定款のほか、</u>取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第31条 <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 <u>会計監査人</u></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第34条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 31 条～第 34 条 (記載省略)</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第 36 条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p><u>(会計監査人の責任限定契約)</u></p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に規定する会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 38 条～第 41 条 (現行どおり)</p>
--	--